(4)　特定遊興飲食店営業者は、営業所ごとに、業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行う者として、管理者を選任しなければならないこととした。（第三一条の二三等関係）

(5)　公安委員会は、特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令等の規定に違反したときは、必要な指示をすることができることとした。（第三一条の二四関係）

(6)　公安委員会は、特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が当該営業に関し法令等に違反したとき、又は特定遊興飲食店営業者が本法に基づく処分等に違反したときは、当該特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。（第三一条の二五関係）

3　備

(一)　深夜に営まれる風俗営業等の営業所の周辺における客の迷惑行為の防止等に関する規定の整備

(1)　風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、深夜においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならないこととした。（第一三条第三項関係）

(2)　風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、深夜においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならないこととした。（第一三条第四項関係）

(二)　風俗環境保全協議会に関する規定の整備

公安委員会は、特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに、当該地域を管轄する警察署長、当該地域の風俗営業又は特定遊興飲食店営業の営業所の管理者、地域住民等により構成される風俗環境保全協議会を置くように努めるものとした。（第三八条の四関係）

4　その他所要の規定を整備した。

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇学校教育法等の一部を改正する法律（法律第四六号）（文部科学省）

一　学校教育法の一部改正関係

1　義務教育学校

(一)　義務教育学校の創設

新たな学校の種類として、義務教育学校を設けることとした。（第一条関係）

(二)　義務教育学校の目的及び目標

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とし、義務教育学校における教育は、この目的を実現するため、義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよう行われるものとすることとした。（第四九条の二及び第四九条の三関係）

(三)　義務教育学校の修業年限並びに前期課程及び後期課程の区分

義務教育学校の修業年限は、九年とし、前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分することとした。（第四九条の四及び第四九条の五関係）

(四)　前期課程及び後期課程の目標

義務教育学校の前期課程における教育は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよう行われるものとし、義務教育学校の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよう行われるものとすることとした。（第四九条の六関係）

(五)　義務教育学校の教育課程

義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、(二)及び(四)に従い、文部科学大臣が定めるものとすることとした。（第四九条の七関係）

(六)　その他

義務教育学校に係る設置廃止の認可、就学義務、設置義務の履行及び高等学校の入学資格等所要の規定を整備することとした。（第四条、第一七条、第三八条及び第五七条関係等）

2　高等学校等の専攻科を修了した者の大学への編入学

高等学校等の専攻科の課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者は、大学に編入学することができるものとすることとした。（第五八条の二関係）

二　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正関係

公立の義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準について、小学校又は中学校と同等の標準を定めることとした。（第三条、第六条～第九条及び第一五条関係）

三　市町村立学校職員給与負担法及び義務教育費国庫負担法の一部改正関係

1　市町村立学校職員給与負担法

市町村立の義務教育学校の教諭等の給料その他の給与等を、都道府県の負担の対象に加えることとした。（第一条関係）

2　義務教育費国庫負担法

市町村立の義務教育学校の教職員の給与及び報酬等に要する経費を、国庫負担の対象に加えることとした。（第二条関係）

四　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正関係

公立の義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築及び公立の義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費等を国庫負担の対象に加えることとした。（第三条関係）

五　教育職員免許法の一部改正関係

1　義務教育学校の教員については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならないものとすることとした。（第三条関係）

2　小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができるものとすることとした。（附則第二〇項関係）

六　この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇電気事業法等の一部を改正する等の法律（法律第四七号）（経済産業省）

一　電気事業法の一部改正関係

1　経済産業省に電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）を置き、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理することとした。（第六六条の二関係）

2　委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととした。（第六六条の三関係）

3　委員会は、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができることとした。（第六六条の一一第一項関係）

4　委員会は、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができることとした。（第六六条の一三第一項関係）

5　委員会の権限に、ガス事業法及び熱供給事業法の規定によりその権限に属させられた事項を処理することを追加し、その名称を電力・ガス取引監視等委員会とすることとした。（第六六条の二関係）